

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営馬場楠井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月8日から平成16年5月11日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所  
菊陽町役場

**熊本県公告第345号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営上井手大津地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営上井手大津地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月8日から平成16年5月11日まで
- 3 縦覧場所  
大津町役場  
菊陽町役場

**熊本県公告第346号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営阿蘇二期地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営阿蘇二期地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月8日から平成16年5月11日まで
- 3 縦覧場所  
阿蘇町役場

**熊本県公告第347号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営菊池東部地区（菊池）土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営菊池東部地区（菊池）土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月8日から平成16年5月11日まで
- 3 縦覧場所  
菊池市役所

**熊本県公告第348号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営菊池東部地区（旭志）土地改良事業（農業用排水施設、暗渠排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営菊池東部地区（旭志）土地改良事業（農業用排水施設、暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月8日から平成16年5月11日まで
- 3 縦覧場所  
旭志村役場

**熊本県公告第349号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営三の岳地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営三の岳地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月8日から平成16年5月11日まで
- 3 縦覧場所  
天水町役場

**熊本県公告第350号**

熊本市庄屋口地区土地改良事業共同施行者松村広美外12名から数人が共同して行う土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成16年3月31日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し出られたい。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧期間  
平成16年4月8日から平成16年5月11日まで
- 2 縦覧場所  
熊本市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称  
(1) 規約  
(2) 庄屋口地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

**熊本県公告第351号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字寺迫字竹ノ下1018番1、同1018番2、同1018番3及び同1025番1,279.01平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市長嶺南四丁目11番84号  
株式会社広法地計

**熊本県公告第352号**

天草郡五和町大字御領2943五和町土地改良区理事長伊藤山陽から平成15年11月18日付けで申請の定款変更については、平成16年3月31日付けで認可した。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮谷 義子

**熊本県公告第353号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 築造者の住所 下益城郡小川町河江 260 番地
- 2 築造者の氏名 奥村義則
- 3 道路の位置 下益城郡小川町大字河江字前田 196 番 4 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 39.70 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 3 月 25 日
- 7 指定番号 宇城景建第 44 号

**熊本県公告第 354 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 16 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 球磨郡錦町大字一武 2657 番地の 4
- 2 築造者の氏名 球磨地域農業協同組合
- 3 道路の位置 人吉市下林町字松の木 2018 番 15
- 4 道路の幅員 6.01 メートルから 6.02 メートルまで
- 5 道路の延長 58.22 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 3 月 26 日
- 7 指定番号 球磨企調第 35 号

**熊本県公告第 355 号**

熊本市平山地区土地改良事業共同施行者井上博明外 10 名から平成 15 年 12 月 1 日付けで申請のあった数人が共同して行う土地改良事業（区画整理）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 3 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 16 年 3 月 31 日付けで認可した。

平成 16 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 356 号**

西合志町長大住清昭から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成 16 年 3 月 31 日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し出られたい。

平成 16 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間  
平成 16 年 4 月 8 日から平成 16 年 5 月 11 日まで
- 2 縦覧場所  
西合志町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称  
木原野地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書

**登載依頼****熊本県有明海区漁業調整委員会公告第 1 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、漁業権免許魚場計画に関する公聴会の開催日及び開催場所並びに漁場計画の概要を次のとおり告示する。

平成 16 年 4 月 7 日

熊本県有明海区漁業調整委員会 黒 田 正 明

- 1 開催日時 平成 16 年 4 月 26 日（月）午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所 熊本県庁本館 1 階 101 会議室（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）
- 3 議題  
(1) 熊本県有明海区における漁場計画概要は別記のとおり  
(2) 漁場計画の詳細については、当委員会事務局（県庁漁政課内）において閲覧に供する。
- 4 その他  
公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を公聴会開催日時までに提出してください。  
なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を準備しておいてください。

別記